

5 令和8年度 部活動に係る活動基本方針

青森県立鱒ヶ沢高等学校

1 活動方針の策定

本校部活動に係る活動方針は、青森県教育委員会が策定する「運動部活動の指針」及び「文化部活動の在り方に関する方針」に基づき毎年度策定し、活動方針及び年間活動計画を生徒・保護者に公表する。

2 基本方針

- (1) 部・愛好会への加入は任意とするが、好ましい人間関係の構築や自己肯定感・責任感の涵養に資するなど、教育的意義が大きい活動であることからなるべく加入することを勧める。また、支障のない限り兼部を認める。
- (2) 入部・退部の際には、所定の用紙を当該顧問・生徒指導部へ提出する。
- (3) 顧問は生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底すると共に、指導方針・指導内容・会計処理等を明確にし、保護者の理解を得る。
- (4) 顧問は、年間活動計画・月間活動計画及び活動実績を作成する。
- (5) 参加する大会や行事等については、健康及び学業や学校行事等などに十分配慮するとともに、生徒・顧問の過度な負担とならないよう精査する。

3 部活動の運営及び休養日の設定について

- (1) 部活動の運営については、生徒会会則に則って行う。
- (2) 各部・愛好会は、毎年4月に年間活動計画と4月分の活動計画を作成する。それ以降、月末には月ごとの活動実績と翌月の活動計画を作成し、校長へ提出する。
- (3) 学期中は、週当たり2日以上 of 休養日（平日1日、週末1日）を設けることが望ましいが、ハイシーズン（主要な大会時期）については、週当たり1日以上 of 休養日を設けることとする。
- (4) 週末に大会や研修会及び行事等に参加した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- (5) 主要な大会等の時期を「ハイシーズン」として活動できることとするが、その分、それ以外の時期に休養日を確保する。
- (6) 年間104日（平均して週2日）程度の休養日を確保する。また、長期休業中や定期考査期間、あるいはオフシーズンには、ある程度長期の休養期間を設ける。
- (7) 1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）では3時間程度とし、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

4 部費・経費について

- (1) 部費徴収についてはその目的を明確にし、保護者の経済的負担が過度のものとならないよう配慮する。
- (2) 部費徴収に係る出納簿及び決算書を必ず作成し、校内監査を受ける。また、保護者に決算書を示す。
- (3) 遠征等に係る経費についても、出納簿及び決算書を必ず作成し、校内監査を受ける。また、保護者に決算書を示す。

5 対外試合及び行事等への参加について

- (1) 対外試合及び行事等へ参加する場合については、保護者から参加承諾書を得た上で校外活動参加願を生徒指導部へ提出する。
- (2) 本校の教職員は、対外試合及び行事等の生徒の輸送のために自動車を運転することは原則できない。
- (3) 外部指導者は顧問と連携・協力しながら部活動のコーチとして技術的な指導を行う立場なので、単独で引率はできない。
- (4) 保護者の責任で参加する大会や行事等については、学校へ対外活動参加願を提出してもらおう。

6 その他

- (1) 部活動の活動中には顧問が立ち会うことが原則であるが、公務等の都合でできない場合には、他の顧問や外部指導者等と連携を密にして対応したり、生徒に怪我・事故への配慮等の指示を明確に行う。
- (2) 対外試合や対外行事への参加の際は、スポーツ保険等に加入することを勧める。